

環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー
リサイクル施設保守点検整備業務
仕 様 書

平成 2 7 年 度

第1章 一般仕様

1. 業務概要 本業務は、箕面市環境クリーンセンターリサイクル施設内に設置された各種機器類について、耐用年数の伸長を図るための定期的・総合的な保守点検整備を実施すると共に、法令に定められている点検整備・検査等を併せて実施するものである。

2. 一般事項
 - 1) 本業務は、法令、本仕様書、並びに関係諸官公庁の規則に準拠し、担当職員の指示に従い施工するものとする。

 - 2) 本仕様書は本業務の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、請負業者の責任において施工しなければならない。

 - 3) 本業務施工が夜間にわたる場合には、騒音の発生に十分な注意を払うこと。

 - 4) 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

 - 5) 施工写真
 施工対象機器、施工内容が確認できる写真（施工前、施工中、施工後）を撮影し、提出するものとする。

 - 6) 提出書類（原則としてA4版とする）
 - ①施工図（2部）～施工前
 ※ただし、担当職員の指示するもの
 - ②施工報告書（2部）～施工後
 ※施工が完了したものについては、その都度速やかに施工報告書を提出して結果を報告すること。また、法令等により内容が定められているものは、それに従い報告書を作成すること。
 - ③業務成果資料（2部）～完了後
 業務成果資料については、点検・整備項目及びその結果、これに基づく必要な措置（修繕、部品交換等）とその概算見積金額をわかりやすく取りまとめたものとする。現場の状況等、必要に応じて図面等を添付すること。また、法令等により内容が定められているものは、それに従い報告書を作成すること。

④施工写真綴（1部）～完了後

施工対象機器、施工内容の確認できる写真（施工前、施工中、施工後）を撮影し、その説明書きを添えて、写真帳に整理し提出するものとする。ただし、担当職員の指示するものは、その都度提出すること。

⑤法定検査用必要資料、書類（提出必要部数＋検査受検用、控分）～必要時

⑥その他職員の指示するもの

7) その他

①関係法令の遵守

本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。業務内容により関係官公庁への許可、申請、報告、届出等を行う必要がある場合には、その手続きは本市と協議の上行うものとする。

②労務災害の防止

施工中は、危険防止対策を十分に行い、関係法令等を遵守して労務災害の発生がないよう努めること。

3. 施工時期 本市担当職員と協議の上、決定のこと。

4. 業務内容 業務の内容は、第2章に定める保守点検仕様の通りとする。なお、業務上必要となる水道・電気等は場内の設備を使用できる。また、油及び消耗品等は受託者負担とする。

第2章 保守点検仕様

1. プラント設備総合点検

プラント設備の総合点検を下記の通り実施すること。

- | | |
|--|--------|
| 1-1 受入供給設備 | (1回/年) |
| ①供給コンベヤ | 1基 |
| ・目視点検 | |
| 軸受の状態、駆動チェーンの張り、エプロンパンの変形・損傷、ローラーチェーンの張り等、レールの摩耗状況、スカート摩耗損傷等、減速機オイル量 | |
| ・作動テスト | |
| 引綱スイッチ、ショックリレー | |
| 1-2 選別設備 | (1回/年) |
| ①破袋選別コンベヤ | 1基 |
| ・目視点検 | |
| 軸受の状態、駆動チェーン張力、コンベヤベルト・スカートゴム・スクレーパの摩耗損傷、各ローラーの摩耗、コンベヤベルト張力蛇行等、シュート摩耗状態、減速機油量等点検 | |
| ②No.1磁選機 | 1基 |
| ・目視点検 | |
| ベルト張力・蛇行・摩耗・損傷、駆動チェーン張力・給油状況等、シュートの摩耗・損傷点検 | |
| ③カレット等選別コンベヤ | 1基 |
| ・目視点検 | |
| 軸受の状態、駆動チェーン張力、コンベヤベルト・スカートゴム・スクレーパの摩耗損傷、各ローラーの摩耗、コンベヤベルト張力蛇行等、シュート摩耗状態、減速機油量等点検 | |
| 1-3 減容設備 | (1回/年) |
| ①搬送コンベヤ | 1基 |
| ・目視点検 | |
| 軸受の状態、駆動チェーン張力、コンベヤベルト・スカートゴム・スクレーパの摩耗損傷、各ローラーの摩耗、コンベヤベルト張力蛇行等、シュート摩耗状態、減速機油量等点検 | |
| ②鉄用減容機 | 1基 |
| ・目視点検 | |
| メーターリレー設定値確認、投入フードライナー及びブレーカバー等消耗部品の摩耗状況、給脂状況、各ボルト締め付け状況、排出シュートの摩耗・損傷の点検 | |
| ・測定 | |
| ベルト張力測定、振動測定 | |

- ③アルミ減容機 1基
- ・目視点検
 - 軸受の状態、駆動チェーンの張力給油状態、ロールスパイク及びライナ取付ボルトの摩耗・損傷状態、減速機の潤滑油量、シュートの摩耗・損傷、各ボルト締め付け状態点検
- ④No.1搬出コンベヤ・No.2磁選機 1基
- ・目視点検
 - 軸受の状態、駆動チェーン張力、コンベヤベルト・スカートゴム・スクレーパの摩耗損傷、各ローラーの摩耗、ベルト張力蛇行等、シュート摩耗状態、減速機油量等点検
- ⑤No.2搬出コンベヤ 1基
- ・目視点検
 - 軸受の状態、駆動チェーン張力、コンベヤベルト・スカートゴム・スクレーパの摩耗損傷、各ローラーの摩耗、ベルト張力蛇行等、シュート摩耗状態、減速機油量等点検
- ⑥バグフィルター・ロータリーバルブ 1基
- ・目視点検
 - マノメータ差圧値確認、エアーパルス作動状態、減速機給油状態、駆動チェーンの張力、各ボルトの締め付け状態、バルブシールの摩耗状態、ろ布透過現象等点検
- ⑦排風機 1台
- ・目視点検
 - 軸受の状態、Vベルト張力、サイレンサの排気状況、各ボルトの締め付け状態、ケーシング内の摩耗状況点検（目視）

2. 電気計装設備総合点検

電気計装設備総合点検を下記の通り実施すること

2-1 電気・計装設備

- ①絶縁抵抗測定 21回路
- ・動力回路の絶縁抵抗測定
- ②無負荷電流測定 16回路
- ・各機器の無負荷電流を測定し、機器の状態を確認する
- ③計装機器の動作確認 1式
- ・動力回路保護装置（ELB、サーマルリレー、ショックリレー等） 35回路
 - ・非常停止、引綱SW、温度・爆発検知等安全装置作動確認 16回路
 - ・可燃ガス検知器の標準ガスによる調整 1台
- ④配線端子の増締め及び現場操作盤の清掃 計17面
- ・動力盤、現場監視制御盤、現場操作盤LP-1～11、No.1磁選機制御盤、供給コンベヤ速度操作盤、ITV等